

寒川町道路占用料条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
～ 略 ～				～ 略 ～			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第3条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料
	第1種電柱	1本につき1年	1,880円		第1種電柱	1本につき1年	1,940円
	第2種電柱		2,890		第2種電柱		2,980
	第3種電柱		3,890		第3種電柱		4,030
	第1種電話柱		1,680		第1種電話柱		1,740
	第2種電話柱		2,690		第2種電話柱		2,780
	第3種電話柱		3,690		第3種電話柱		3,820
	その他の柱類		170		その他の柱類		170
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	17		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	17
	地下電線その他地下に設ける線類		10		地下電線その他地下に設ける線類		10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,640		路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,700
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,010		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,040
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,360		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,470
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,410		郵便差出箱及び信書便差出箱		1,460
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,730		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,310
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,360		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,470
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	73
	外径が0.07メートル未満のもの				外径が0.07メートル未満のもの		
	外径が0.07メートル未満のもの		100		外径が0.07メートル未満のもの		100

2号に	トル以上0.1メー		2号に	トル以上0.1メー	
掲 げ	トル未満のもの		掲 げ	トル未満のもの	
る 工	外径が0.1メート	150	る 工	外径が0.1メート	160
作物	ル以上0.15メー		作物	ル以上0.15メー	
	トル未満のもの			トル未満のもの	
	外径が0.15メー	200		外径が0.15メー	210
	トル以上0.2メー			トル以上0.2メー	
	トル未満のもの			トル未満のもの	
	外径が0.2メート	300		外径が0.2メート	310
	ル以上0.3メート			ル以上0.3メート	
	ル未満のもの			ル未満のもの	
	外径が0.3メート	400		外径が0.3メート	420
	ル以上0.4メート			ル以上0.4メート	
	ル未満のもの			ル未満のもの	
	外径が0.4メート	700		外径が0.4メート	730
	ル以上0.7メート			ル以上0.7メート	
	ル未満のもの			ル未満のもの	
	外径が0.7メート	1,010		外径が0.7メート	1,040
	ル以上1メートル			ル以上1メートル	
	未満のもの			未満のもの	
	外径が1メートル	2,010		外径が1メートル	2,080
	以上2メートル未			以上2メートル未	
	満のもの			満のもの	
	外径が2メートル	4,030		外径が2メートル	4,160
	以上のもの			以上のもの	
法第32条第1項第3号に	占用面積	3,360	法第3	自動	法第2
掲げる施設	1平方メ		2条第	運行	条第2
	ートルに		1項第	補助	に設
	つき1年		3号に	施設	ける
			掲 げ		もの
			る 施	規 定	その
			設	す る	他の
				自動	もの
				運行	
				装置	
				によ	
				る 検	
				知 の	
				対 象	
				とし	
				て 設	
				置 す	
				る 導	
					長さ1メ
					ートルに
					つき1年
					10
					35

					線その他 の線 類			
					道路の構造 又は交通の 状況を表示 する標示柱 その他の柱 類	1本につ き1年		2,780
					その上 他ののに ものける もの	上空 に設 ける もの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,740
					地下 に設 ける もの			1,040
					その他のもの			3,470
法第3	歩廊			180	法第3	歩廊	占用面積	210
2条第	その他のもの			280	2条第	その他のもの	1平方メ ートルに つき1年	330
1項第					1項第			
4号に					4号に			
掲げ					掲げ			
る施					る施			
設					設			
法第3	地下街	階数が1		A×0.00	法第3	地下街	階数が1の	A×0.00
2条第	及び地	のもの		5	2条第	及び地	もの	4
1項第	下室	階数が2		A×0.00	1項第	下室	階数が2の	A×0.00
5号に		のもの		8	5号に		もの	6
掲げ		階数が3		A×0.01	掲げ		階数が3以	A×0.00
る施		以上のもの			る施		上のもの	7
設		の			設			
	上空に設ける通			2,360		上空に設ける通		2,150
	路					路		
	地下に設ける通			1,420		地下に設ける通		1,290
	路					路		
	その他のもの			280		その他のもの		330
法第3	祭礼、縁日等のた	占用面積		47	法第3	祭礼、縁日等のた	占用面積	43
2条第	めに一時的に設	1平方メ			2条第	めに一時的に設	1平方メ	
1項第	けるもの	ートルに			1項第	けるもの	ートルに	

6号に		つき1日	
掲げ	その他のもの	占用面積	470
る施		1平方メ	
設		ートルに	
		つき1月	
政令	看板	一時的に	表示面積
第7条	(ア一)	設けるも	1平方メ
第1号	チであ	の	ートルに
に掲	るもの		つき1月
げる	を除	その他の	表示面積
物件	く。)	もの	1平方メ
			ートルに
			つき1年
	標識	1本につ	2,690
		き1年	
	旗ざお	祭礼、縁	1本につ
		日等のた	き1日
		めに一時	
		的に設け	
		るもの	
		その他の	1本につ
		もの	き1月
	幕(政	祭礼、縁	その面積
	令第7	日等のた	1平方メ
	条第4	めに一時	ートルに
	号に掲	的に設け	つき1日
	げる工	るもの	
	事用施	その他の	その面積
	設であ	もの	1平方メ
	るもの		ートルに
	を除		つき1月
	く。)		
	アーチ	車道を横	1基につ
		断するも	き1月
		の	
		その他の	2,360
		もの	
政令第7条第4号に掲げ		占用面積	470
る工事用施設及び同条		1平方メ	

6号に		つき1日	
掲げ	その他のもの	占用面積	430
る施		1平方メ	
設		ートルに	
		つき1月	
政令	看板	一時的に	表示面積
第7条	(ア一)	設けるも	1平方メ
第1号	チであ	の	ートルに
に掲	るもの		つき1月
げる	を除	その他の	表示面積
物件	く。)	もの	1平方メ
			ートルに
			つき1年
	標識	1本につ	2,780
		き1年	
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につ
		等のため	き1日
		に一時的	
		に設ける	
		もの	
		その他の	1本につ
		もの	き1月
	幕(政	祭礼、縁日	その面積
	令第7	等のため	1平方メ
	条第4	に一時的	ートルに
	号に掲	に設ける	つき1日
	げる工	もの	
	事用施	その他の	その面積
	設であ	もの	1平方メ
	るもの		ートルに
	を除		つき1月
	く。)		
	アーチ	車道を横	1基につ
		断するも	き1月
		の	
		その他の	2,150
		もの	
政令第7条第4号に掲げ		占用面積	430
る工事用施設及び同条		1平方メ	

第5号に掲げる工費用	一 トルに	
材料	つき1月	
前各項に該当しないもの	前各項に準じて	
	町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

～略～

第5号に掲げる工費用	一 トルに	
材料	つき1月	
前各項に該当しないもの	前各項に準じて	
	町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

	<u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後の寒川町道路占</u> <u>用料条例の規定は、この条例の施行の日</u> <u>以後に許可を受けた占有に係る占有料</u> <u>について適用し、同日前に許可を受けた</u> <u>占有に係る占有料については、なお従前</u> <u>の例による。</u>
--	--